

議案第2号

守谷市職員の給与に関する条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月14日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
2号	1

守谷市職員の給与に関する条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例

(守谷市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 守谷市職員の給与に関する条例（昭和31年守谷町条例第41号）の
一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合
には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には1
00分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を加え、同
項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、
「100分の50）」の次に「、12月に支給する場合には100分の45
(特定幹部職員にあっては、100分の55）」を加える。

附則第27項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合
には」を、「100分の1.575）」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）」
を加え、「にあっては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基
礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の105）」の次に「、
12月に支給するときは100分の95（特定幹部職員にあっては、100
分の115）」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400

議案	頁数
2号	2

	11	154, 200	210, 400	244, 300	281, 700	309, 900	340, 000	387, 000
	12	155, 500	212, 200	245, 700	283, 700	312, 200	342, 200	389, 700
	13	156, 800	213, 600	247, 200	285, 700	314, 300	344, 000	392, 100
	14	158, 300	215, 400	248, 700	287, 800	316, 400	346, 000	394, 400
	15	159, 800	217, 100	250, 000	289, 800	318, 600	348, 100	396, 600
	16	161, 400	218, 900	251, 400	291, 800	320, 700	350, 100	399, 000
	17	162, 700	220, 600	252, 900	293, 700	322, 700	351, 800	400, 800
	18	164, 200	222, 300	254, 600	295, 700	324, 700	353, 800	402, 800
	19	165, 700	223, 900	256, 300	297, 800	326, 700	355, 600	404, 700
	20	167, 200	225, 500	258, 100	299, 800	328, 700	357, 500	406, 500
	21	168, 600	227, 000	259, 700	301, 800	330, 500	359, 500	408, 400
	22	171, 300	228, 700	261, 500	303, 900	332, 600	361, 400	410, 200
	23	173, 900	230, 300	263, 200	305, 900	334, 600	363, 400	412, 000
	24	176, 500	231, 900	264, 900	308, 000	336, 700	365, 300	413, 900
	25	179, 200	233, 100	266, 900	309, 700	338, 100	367, 300	415, 700
	26	180, 900	234, 600	268, 800	311, 800	340, 000	369, 200	417, 200
	27	182, 600	236, 000	270, 600	313, 800	341, 900	371, 200	418, 700
	28	184, 300	237, 300	272, 400	315, 800	343, 800	373, 200	420, 300
	29	185, 800	238, 600	274, 100	317, 600	345, 500	374, 700	421, 900
	30	187, 600	239, 800	276, 000	319, 600	347, 400	376, 500	423, 200
	31	189, 400	240, 800	277, 900	321, 700	349, 300	378, 300	424, 500
	32	191, 100	242, 000	279, 600	323, 800	351, 100	379, 900	425, 700
	33	192, 700	243, 300	281, 200	325, 100	353, 000	381, 700	426, 900
	34	194, 200	244, 500	283, 100	327, 100	354, 800	383, 100	428, 200
	35	195, 700	245, 700	284, 900	329, 000	356, 600	384, 600	429, 500
	36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200	430, 700
	37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600	431, 900
	38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700
	39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500
	40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300
	41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900
	42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600
	43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300
	44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000
	45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800
	46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600
	47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000
	48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700

議案	頁数
2号	3

	49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200
	50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600
	51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000
	52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400
	53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800
	54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200
	55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600
	56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900
	57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200
	58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600
	59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900
	60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200
	61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500
	62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700	
	63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000	
	64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	
	65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	
	66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	
	67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	
	68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	
	69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	
	70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	
	71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	
	72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	
	73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	
	74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	
	75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	
	76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	
	77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	
	78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100	
	79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400	
	80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600	
	81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800	
	82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100	
	83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400	
	84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600	
	85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800	
	86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900		

議 案	頁 數
2 号	4

87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200			
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400			
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600			
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900			
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200			
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400			
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
94		294, 400	342, 200					
95		294, 800	342, 700					
96		295, 200	343, 100					
97		295, 400	343, 200					
98		295, 700	343, 700					
99		296, 100	344, 100					
100		296, 500	344, 400					
101		296, 700	344, 700					
102		297, 000	345, 100					
103		297, 400	345, 500					
104		297, 700	345, 900					
105		297, 900	346, 400					
106		298, 200	346, 800					
107		298, 600	347, 200					
108		298, 900	347, 600					
109		299, 100	348, 100					
110		299, 500	348, 500					
111		299, 900	348, 800					
112		300, 200	349, 100					
113		300, 300	349, 600					
114		300, 600						
115		300, 900						
116		301, 300						
117		301, 500						
118		301, 700						
119		302, 000						
120		302, 300						
121		302, 700						
122		302, 900						
123		303, 200						
124		303, 500						

議案	頁数
2号	5

	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 守谷市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び附則第24項第3号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第21条及び附則第27項」を「第21条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第24項第3号において同じ。」を削る。

第21条第1項中「及び附則第24項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第24項第4号」を削り、「，6月に支給する場合には100分の85」を「100分の90」に、「100分の105」，12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を「100分の110」に改め、同項第2号中「，6月に支給する場合には100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」，12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を「100分の52.5」に改める。

附則第24項から第27項までを削る。

（守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「372,000」を「373,000」に改め、同表2の項中「420,000」を「421,000」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額（円）
1級	142,600
2級	192,700
3級	228,900
4級	262,000
5級	288,000
6級	318,500
7級	362,300

第9条第2項中「，6月に支給する場合においては」を削り、「，12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の162.5」と、

議案	頁数
2号	6

「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第20条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3条、第5条及び第6条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の守谷市職員の給与に関する条例の規定に基づき支給された給与（守谷市職員の給与に関する条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年守谷市条例第10号。以下この条において「平成27年改正条例」という。）附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第3条の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3条の規定による給料を含む。）の内扱とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項又は第8条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において守谷市職員の給与に関する条例第6条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して市規則で定める職員を除く。以下「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、

議 案	頁 数
2号	7

この項の規定の適用が無いものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務者に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務者の給料月額は、当該号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項に規定する短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項に規定する短時間勤務職員の給料月額は、当該号給に応じた額に、守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第2条第4項の規定に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（規則への委任）

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（守谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 守谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

（守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4条を削る。

議案	頁数
2号	8

提案理由（議案第2号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、平成29年的人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民較差を是正するため市職員の給与等について、条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、給料表を平均0.2%，勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
2号	9

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第24項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の85</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105</u>），<u>12月に支給する場合には100分の95</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の5</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第24項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の85</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の105</u>）<u>を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の5</u></p>

0), 12月に支給する場合には100分の45
(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗
じて得た額の総額

3から5まで (略)

附 則

(町職員の退職手当支給条例等における読み替え)

27 附則第24項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275 (特定幹部職員にあっては、100分の1.575), 12月に支給する場合には100分の1.425 (特定幹部職員にあっては、100分の1.725) を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85 (特定幹部職員にあっては、100分の105), 12月に支給するときは100分の95 (特定幹部職員にあっては、100分の115) を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表 【別紙参照】

0) _____を乗
じて得た額の総額

3から5まで (略)

附 則

(町職員の退職手当支給条例等における読み替え)

27 附則第24項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に_____

_____100分の1.275 (特定幹部職員にあっては、100分の1.575) _____

_____を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に_____100分の85 (特定幹部職員にあっては、100分の105) _____

_____を乗じて得た額) の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第2 (第5条関係)

行政職給料表 【別紙参照】

2	議 案 系 統
---	------------------

1	頁 数
---	--------

別紙 行政職給料表

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				
	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	
再任用以外の職員	1	141,600	142,600	1,000	0.7	191,700	192,700	1,000	0.5	227,900	228,900	1,000	0.4	261,100	262,000	900	0.3	287,100	288,000	900	0.3	317,700	318,500	800	0.3	361,800	362,300	500	0.1
	2	142,700	143,700	1,000	0.7	193,500	194,500	1,000	0.5	229,500	230,500	1,000	0.4	263,000	263,900	900	0.3	289,300	290,200	900	0.3	319,900	320,700	800	0.3	364,400	364,900	500	0.1
	3	143,900	144,900	1,000	0.7	195,300	196,300	1,000	0.5	231,000	232,000	1,000	0.4	264,800	265,700	900	0.3	291,600	292,500	900	0.3	322,200	323,000	800	0.2	366,900	367,400	500	0.1
	4	145,000	146,000	1,000	0.7	197,100	198,100	1,000	0.5	232,600	233,600	1,000	0.4	266,900	267,800	900	0.3	293,700	294,600	900	0.3	324,400	325,200	800	0.2	369,500	370,000	500	0.1
	5	146,100	147,100	1,000	0.7	198,700	199,700	1,000	0.5	234,100	235,100	1,000	0.4	268,700	269,600	900	0.3	295,700	296,600	900	0.3	326,600	327,400	800	0.2	371,500	371,900	400	0.1
	6	147,200	148,200	1,000	0.7	200,500	201,500	1,000	0.5	235,800	236,800	1,000	0.4	270,600	271,500	900	0.3	298,000	298,900	900	0.3	328,600	329,400	800	0.2	374,000	374,400	400	0.1
	7	148,300	149,300	1,000	0.7	202,300	203,300	1,000	0.5	237,300	238,300	1,000	0.4	272,500	273,400	900	0.3	300,300	301,200	900	0.3	330,800	331,600	800	0.2	376,300	376,700	400	0.1
	8	149,400	150,400	1,000	0.7	204,100	205,100	1,000	0.5	238,900	239,900	1,000	0.4	274,600	275,500	900	0.3	302,500	303,400	900	0.3	333,000	333,800	800	0.2	378,800	379,200	400	0.1
	9	150,500	151,500	1,000	0.7	205,800	206,800	1,000	0.5	240,300	241,200	900	0.4	276,700	277,600	900	0.3	304,600	305,400	800	0.3	335,100	335,800	700	0.2	381,300	381,700	400	0.1
	10	151,900	152,900	1,000	0.7	207,600	208,600	1,000	0.5	241,800	242,700	900	0.4	278,700	279,600	900	0.3	306,900	307,700	800	0.3	337,300	338,000	700	0.2	384,000	384,400	400	0.1
	11	153,200	154,200	1,000	0.7	209,400	210,400	1,000	0.5	243,400	244,300	900	0.4	280,800	281,700	900	0.3	309,100	309,900	800	0.3	339,400	340,000	600	0.2	386,600	387,000	400	0.1
	12	154,500	155,500	1,000	0.6	211,200	212,200	1,000	0.5	244,800	245,700	900	0.4	282,800	283,700	900	0.3	311,400	312,200	800	0.3	341,600	342,200	600	0.2	389,300	389,700	400	0.1
	13	155,800	156,800	1,000	0.6	212,600	213,600	1,000	0.5	246,300	247,200	900	0.4	284,800	285,700	900	0.3	313,500	314,300	800	0.3	343,500	344,000	500	0.1	391,700	392,100	400	0.1
	14	157,300	158,300	1,000	0.6	214,400	215,400	1,000	0.5	247,800	248,700	900	0.4	286,900	287,800	900	0.3	315,600	316,400	800	0.3	345,500	346,000	500	0.1	394,000	394,400	400	0.1
	15	158,800	159,800	1,000	0.6	216,100	217,100	1,000	0.5	249,100	250,000	900	0.4	288,900	289,800	900	0.3	317,800	318,600	800	0.3	347,600	348,100	500	0.1	396,200	396,600	400	0.1
	16	160,400	161,400	1,000	0.6	217,900	218,900	1,000	0.5	250,500	251,400	900	0.4	290,900	291,800	900	0.3	319,900	320,700	800	0.3	349,600	350,100	500	0.1	398,600	399,000	400	0.1
	17	161,700	162,700	1,000	0.6	219,600	220,600	1,000	0.5	252,000	252,900	900	0.4	292,900	293,700	800	0.3	322,000	322,700	700	0.2	351,400	351,800	400	0.1	400,400	400,800	400	0.1
	18	163,200	164,200	1,000	0.6	221,300	222,300	1,000	0.5	253,700	254,600	900	0.4	294,900	295,700	800	0.3	324,000	324,700	700	0.2	353,400	353,800	400	0.1	402,400	402,800	400	0.1
	19	164,700	165,700	1,000	0.6	222,900	223,900	1,000	0.4	255,400	256,300	900	0.4	297,000	297,800	800	0.3	326,100	326,700	600	0.2	355,200	355,600	400	0.1	404,300	404,700	400	0.1
	20	166,200	167,200	1,000	0.6	224,500	225,500	1,000	0.4	257,200	258,100	900	0.3	299,000	299,800	800	0.3	328,100	328,700	600	0.2	357,100	357,500	400	0.1	406,100	406,500	400	0.1
	21	167,600	168,600	1,000	0.6	226,000	227,000	1,000	0.4	258,800	259,700	900	0.3	301,000	301,800	800	0.3	330,000	330,500	500	0.2	359,100	359,500	400	0.1	408,000	408,400	400	0.1
	22	170,300	171,300	1,000	0.6	227,700	228,700	1,000	0.4	260,600	261,500	900	0.3	303,100	303,900	800	0.3	332,100	332,600	500	0.2	361,000	361,400	400	0.1	409,800	410,200	400	0.1
	23	172,900	173,900	1,000	0.6	229,300	230,300	1,000	0.4	262,300	263,200	900	0.3	305,100	305,900	800	0.3	334,100	334,600	500	0.1	363,000	363,400	400	0.1	411,600	412,000	400	0.1
	24	175,500	176,500	1,000	0.6	230,900	231,900	1,000	0.4	264,000	264,900	900	0.3	307,200	308,000	800	0.3	336,200	336,700	500	0.1	364,900	365,300	400	0.1	413,500	413,900	400	0.1
	25	178,200	179,200	1,000	0.6	232,200	233,100	900	0.4	266,000	266,900	900	0.3	309,000	309,700	700	0.2	337,700	338,100	400	0.1	366,900	367,300	400	0.1	415,300	415,700	400	0.1
	26	179,900	180,900	1,000	0.6	233,700	234,600	900	0.4	267,900	268,800	900	0.3	311,100	311,800	700	0.2	339,600	340,000	400	0.1	368,800	369,200	400	0.1	416,800	417,200	400	0.1
	27	181,600	182,600	1,000	0.6	235,100	236,000	900	0.4	269,700	270,600	900	0.3	313,200	313,800	600	0.2	341,500	341,900	400	0.1	370,800	371,200	400	0.1	418,300	418,700	400	0.1
	28	183,300	184,300	1,000	0.5	236,400	237,300	900	0.4	271,500	272,400	900	0.3	315,200	315,800	600	0.2	343,400	343,800	400	0.1	372,800	373,200	400	0.1	419,900	420,300	400	0.1
	29	184,800	185,800	1,000	0.5	237,700	238,600	900	0.4	273,200	274,100	900	0.3	317,100	317,600	500	0.2	345,100	345,500	400	0.1	374,300	374,700	400	0.1	421,500	421,900	400	0.1
	30	186,600	187,600	1,000	0.5	238,900	239,800	900	0.4	275,100	276,000	900	0.3	319,100	319,600	500	0.2	347,000	347,400	400	0.1	376,100	376,500	400	0.1	422,800	423,200	400	0.1
	31	188,400	189,400	1,000	0.5	239,900	240,800	900	0.4	277,000	277,900	900	0.3	321,200	321,700	500	0.2	348,900	349,300	400	0.1	377,900	378,300	400	0.1	424,100	424,500	400	0.1
	32	190,100	191,100	1,000	0.5	241,100	242,000	900	0.4	278,700	279,600	900	0.3	323,300	323,800	500	0.2	350,700	351,100	400	0.1	379,500	379,900	400	0.1	425,300	425,700	400	0.1
	33	191,700	192,700	1,000	0.5	242,400	243,300	900	0.4	280,400	281,200	800	0.3	324,700	325,100	400	0.1	352,600	353,000	400	0.1	381,300	381,700	400	0.1	426,500	426,900	400	0.1
	34	193,200	194,200	1,000	0.5	243,600	244,500	900	0.4	282,300	283,100	800	0.3																

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				
	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	現行	改正後	改正額	率	
	45	207,800	208,800	1,000	0.5	258,000	258,900	900	0.3	301,200	301,700	500	0.2	347,400	347,800	400	0.1	368,600	369,000	400	0.1	396,000	396,400	400	0.1	437,400	437,800	400	0.1
	46	209,100	210,100	1,000	0.5	259,300	260,200	900	0.3	302,900	303,400	500	0.2	348,800	349,200	400	0.1	369,500	369,900	400	0.1	396,700	397,100	400	0.1	438,200	438,600	400	0.1
	47	210,400	211,400	1,000	0.5	260,700	261,600	900	0.3	304,500	305,000	500	0.2	350,300	350,700	400	0.1	370,400	370,800	400	0.1	397,400	397,800	400	0.1	438,600	439,000	400	0.1
	48	211,700	212,700	1,000	0.5	262,000	262,900	900	0.3	306,200	306,700	500	0.2	351,800	352,200	400	0.1	371,300	371,700	400	0.1	398,100	398,500	400	0.1	439,300	439,700	400	0.1
	49	212,800	213,800	1,000	0.5	263,300	264,100	800	0.3	307,300	307,700	400	0.1	353,400	353,800	400	0.1	372,200	372,600	400	0.1	398,700	399,100	400	0.1	439,800	440,200	400	0.1
	50	213,900	214,900	1,000	0.5	264,400	265,200	800	0.3	308,800	309,200	400	0.1	354,200	354,600	400	0.1	373,000	373,400	400	0.1	399,300	399,700	400	0.1	440,200	440,600	400	0.1
	51	214,900	215,900	1,000	0.5	265,700	266,500	800	0.3	310,300	310,700	400	0.1	355,400	355,800	400	0.1	373,800	374,200	400	0.1	399,800	400,200	400	0.1	440,600	441,000	400	0.1
	52	216,000	217,000	1,000	0.5	267,000	267,800	800	0.3	311,900	312,300	400	0.1	356,400	356,800	400	0.1	374,600	375,000	400	0.1	400,200	400,600	400	0.1	441,000	441,400	400	0.1
	53	217,100	218,100	1,000	0.5	268,000	268,800	800	0.3	313,500	313,900	400	0.1	357,300	357,700	400	0.1	375,300	375,700	400	0.1	400,600	401,000	400	0.1	441,400	441,800	400	0.1
	54	218,100	219,100	1,000	0.5	269,100	269,900	800	0.3	315,100	315,500	400	0.1	358,400	358,800	400	0.1	376,000	376,400	400	0.1	400,900	401,300	400	0.1	441,800	442,200	400	0.1
	55	219,000	220,000	1,000	0.5	270,400	271,200	800	0.3	316,700	317,100	400	0.1	359,300	359,700	400	0.1	376,700	377,100	400	0.1	401,200	401,600	400	0.1	442,200	442,600	400	0.1
	56	220,000	221,000	1,000	0.5	271,700	272,500	800	0.3	318,200	318,600	400	0.1	360,400	360,800	400	0.1	377,400	377,800	400	0.1	401,500	401,900	400	0.1	442,500	442,900	400	0.1
	57	220,600	221,500	900	0.4	272,800	273,500	700	0.3	319,700	320,100	400	0.1	361,300	361,700	400	0.1	377,900	378,300	400	0.1	401,800	402,200	400	0.1	442,800	443,200	400	0.1
	58	221,500	222,400	900	0.4	273,800	274,500	700	0.3	320,900	321,300	400	0.1	362,000	362,400	400	0.1	378,500	378,900	400	0.1	402,100	402,500	400	0.1	443,200	443,600	400	0.1
	59	222,300	223,200	900	0.4	274,800	275,400	600	0.2	322,100	322,500	400	0.1	362,700	363,100	400	0.1	379,100	379,500	400	0.1	402,400	402,800	400	0.1	443,500	443,900	400	0.1
	60	223,200	224,100	900	0.4	275,900	276,500	600	0.2	323,300	323,700	400	0.1	363,400	363,800	400	0.1	379,800	380,200	400	0.1	402,700	403,100	400	0.1	443,800	444,200	400	0.1
	61	223,900	224,800	900	0.4	277,100	277,600	500	0.2	324,000	324,400	400	0.1	363,800	364,200	400	0.1	380,200	380,600	400	0.1	403,000	403,400	400	0.1	444,100	444,500	400	0.1
	62	224,900	225,800	900	0.4	278,100	278,600	500	0.2	324,900	325,300	400	0.1	364,400	364,800	400	0.1	380,900	381,300	400	0.1	403,300	403,700	400	0.1				
	63	225,700	226,600	900	0.4	279,000	279,500	500	0.2	325,700	326,100	400	0.1	365,100	365,500	400	0.1	381,500	381,900	400	0.1	403,600	404,000	400	0.1				
	64	226,600	227,500	900	0.4	280,000	280,500	500	0.2	326,500	326,900	400	0.1	365,800	366,200	400	0.1	382,100	382,500	400	0.1	403,900	404,300	400	0.1				
	65	227,300	228,200	900	0.4	280,700	281,100	400	0.1	327,400	327,800	400	0.1	366,100	366,500	400	0.1	382,500	382,900	400	0.1	404,200	404,600	400	0.1				
	66	228,100	229,000	900	0.4	281,600	282,000	400	0.1	327,800	328,200	400	0.1	366,800	367,200	400	0.1	383,100	383,500	400	0.1	404,500	404,900	400	0.1				
	67	229,000	229,900	900	0.4	282,300	282,700	400	0.1	328,500	328,900	400	0.1	367,500	367,900	400	0.1	383,700	384,100	400	0.1	404,800	405,200	400	0.1				
	68	230,100	231,000	900	0.4	283,200	283,600	400	0.1	329,300	329,700	400	0.1	368,200	368,600	400	0.1	384,300	384,700	400	0.1	405,100	405,500	400	0.1				
	69	230,800	231,700	900	0.4	284,200	284,600	400	0.1	330,100	330,500	400	0.1	368,500	368,900	400	0.1	384,700	385,100	400	0.1	405,300	405,700	400	0.1				
	70	231,500	232,400	900	0.4	285,000	285,400	400	0.1	330,800	331,200	400	0.1	369,100	369,500	400	0.1	385,200	385,600	400	0.1	405,600	406,000	400	0.1				
	71	232,100	233,000	900	0.4	285,800	286,200	400	0.1	331,500	331,900	400	0.1	369,800	370,200	400	0.1	385,700	386,100	400	0.1	405,900	406,300	400	0.1				
	72	232,900	233,800	900	0.4	286,600	287,000	400	0.1	332,200	332,600	400	0.1	370,400	370,800	400	0.1	386,300	386,700	400	0.1	406,200	406,600	400	0.1				
	73	233,700	234,600	900	0.4	287,400	287,800	400	0.1	332,700	333,100	400	0.1	370,700	371,100	400	0.1	386,600	387,000	400	0.1	406,400	406,800	400	0.1				
	74	234,400	235,300	900	0.4	287,900	288,300	400	0.1	333,300	333,700	400	0.1	371,300	371,700	400	0.1	387,000	387,400	400	0.1	406,700	407,100	400	0.1				
	75	235,100	236,000	900	0.4	288,300	288,700	400	0.1	333,800	334,200	400	0.1	372,000	372,400	400	0.1	387,400	387,800	400	0.1	407,000	407,400	400	0.1				
	76	235,700	236,600	900	0.4	288,800	289,200	400	0.1	334,400	334,800	400	0.1	372,600	373,000	400	0.1	387,800	388,200	400	0.1	407,200	407,600	400	0.1				
	77	236,400	237,300	900	0.4	288,900	289,300	400	0.1	334,700	335,100	400	0.1	373,000	373,400	400	0.1	388,100	388,500	400	0.1	407,400	407,800	400	0.1				
	78	237,200	238,100	900	0.4	289,300	289,700	400	0.1	335,200	335,600	400	0.1	373,500	373,900	400	0.1	388,400	388,800	400	0.1	407,700	408,100	400	0.1				
	79	238,000	238,900	900	0.4	289,500	289,900	400	0.1	335,600	336,000	400	0.1	374,100	374,500	400	0.1	388,700	389,100	400	0.1	408,000	408,400	400	0.1				
	80	238,700	239,600	900	0.4	289,900	290,300	400	0.1	336,100	336,500	400	0.1	374,600	375,000	400	0.1	389,000	389,400	400	0.1	408,200	408,600	400	0.1				
</td																													

号給	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				
	現行	改正後	改正額	率																									
90	245,400	246,100	700	0.3	293,000	293,400	400	0.1	340,300	340,700	400	0.1	379,100	379,500	400	0.1	391,500	391,900	400	0.1									
91	245,800	246,400	600	0.2	293,300	293,700	400	0.1	340,800	341,200	400	0.1	379,500	379,900	400	0.1	391,800	392,200	400	0.1									
92	246,300	246,800	500	0.2	293,700	294,100	400	0.1	341,200	341,600	400	0.1	379,900	380,300	400	0.1	392,000	392,400	400	0.1									
93	246,600	247,100	500	0.2	293,800	294,200	400	0.1	341,400	341,800	400	0.1	380,200	380,600	400	0.1	392,200	392,600	400	0.1									
94					294,000	294,400	400	0.1	341,800	342,200	400	0.1																	
95					294,400	294,800	400	0.1	342,300	342,700	400	0.1																	
96					294,800	295,200	400	0.1	342,700	343,100	400	0.1																	
97					295,000	295,400	400	0.1	342,800	343,200	400	0.1																	
98					295,300	295,700	400	0.1	343,300	343,700	400	0.1																	
99					295,700	296,100	400	0.1	343,700	344,100	400	0.1																	
100					296,100	296,500	400	0.1	344,000	344,400	400	0.1																	
101					296,300	296,700	400	0.1	344,300	344,700	400	0.1																	
102					296,600	297,000	400	0.1	344,700	345,100	400	0.1																	
103					297,000	297,400	400	0.1	345,100	345,500	400	0.1																	
104					297,300	297,700	400	0.1	345,500	345,900	400	0.1																	
105					297,500	297,900	400	0.1	346,000	346,400	400	0.1																	
106					297,800	298,200	400	0.1	346,400	346,800	400	0.1																	
107					298,200	298,600	400	0.1	346,800	347,200	400	0.1																	
108					298,500	298,900	400	0.1	347,200	347,600	400	0.1																	
109					298,700	299,100	400	0.1	347,700	348,100	400	0.1																	
110					299,100	299,500	400	0.1	348,100	348,500	400	0.1																	
111					299,500	299,900	400	0.1	348,400	348,800	400	0.1																	
112					299,800	300,200	400	0.1	348,700	349,100	400	0.1																	
113					299,900	300,300	400	0.1	349,200	349,600	400	0.1																	
114					300,200	300,600	400	0.1																					
115					300,500	300,900	400	0.1																					
116					300,900	301,300	400	0.1																					
117					301,100	301,500	400	0.1																					
118					301,300	301,700	400	0.1																					
119					301,600	302,000	400	0.1																					
120					301,900	302,300	400	0.1																					
121					302,300	302,700	400	0.1																					
122					302,500	302,900	400	0.1																					
123					302,800	303,200	400	0.1																					
124					303,100	303,500	400	0.1																					
125					303,400	303,800	400	0.1																					
再任用	186,900	187,300	400	0.2	214,400	214,800	400	0.2	254,400	254,800	400	0.2	273,800	274,200	400	0.1	288,900	289,300	400	0.1	314,300	314,700	400	0.1	356,000	356,400	400	0.1	

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで_____においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には_____100分の122.5、12月に支給する場合には_____100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。<u>第21条第2項</u>において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には_____100分の102.</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3まで<u>及び附則第24項第3号</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第20条の3_____においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。<u>第21条及び附則第27項</u>において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.</p>

2 号	議 論
15	真 理

5, 12月に支給する場合には_____100分の11
7. 5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在_____において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする

5～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条_____においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇

5, 12月に支給する場合においては100分の11
7. 5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 (略)

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在_____において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする

5～6 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第24項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇

月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定めるものを除く。）についても同様とする

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項_____において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110_____）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5_____）を乗

月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市規則で定めるものを除く。）についても同様とする

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第24項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105），12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50），12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗

2 回	職 務
1 7	職 務

じて得た額の総額
3から5まで (略)
附 則
1から23まで (略)
(削除)

じて得た額の総額
3から5まで (略)
附 則
1から23まで (略)
24 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定減額職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となつた場合にあっては、特定減額職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
（1）給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第26項及び第27項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この

24	議案
18	頁数

項及び附則第26項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 地域手当 当該特定減額職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項

2号	議案
19	頁数

各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第27項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第27項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

2号	議案
20	頁数

(削除)

(削除)

2号	議案
21	頁数

(5) 第24条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前各号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第24条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第24条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

25 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市規則で定める。

26 附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定

(削除)

にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 第17条の規定により算出した給与額

(2) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計

額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第17条の市規則で定める時間を減じたもの（以下この号において「総勤務時間数」という。）で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額）

27 附則第24項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.475（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給するときは100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を

議案	2号
頁数	22

減じた額とする。

議案	頁数
2号	23

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改 正	現 行																																																																
<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>373, 000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>421, 000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>471, 000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>532, 000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>607, 000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>709, 000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>829, 000</td></tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p> <p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>142, 600</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>192, 700</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>228, 900</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>262, 000</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>288, 000</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>318, 500</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>362, 300</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	373, 000	2	421, 000	3	471, 000	4	532, 000	5	607, 000	6	709, 000	7	829, 000	職務の級	給料月額（円）	1級	142, 600	2級	192, 700	3級	228, 900	4級	262, 000	5級	288, 000	6級	318, 500	7級	362, 300	<p>(給与の特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>372, 000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>420, 000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>471, 000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>532, 000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>607, 000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>709, 000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>829, 000</td></tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p> <p>第8条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額（円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>141, 600</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>191, 700</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>227, 900</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>261, 100</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>287, 100</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>317, 700</td></tr> <tr> <td>7級</td><td>361, 800</td></tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	号給	給料月額（円）	1	372, 000	2	420, 000	3	471, 000	4	532, 000	5	607, 000	6	709, 000	7	829, 000	職務の級	給料月額（円）	1級	141, 600	2級	191, 700	3級	227, 900	4級	261, 100	5級	287, 100	6級	317, 700	7級	361, 800
号給	給料月額（円）																																																																
1	373, 000																																																																
2	421, 000																																																																
3	471, 000																																																																
4	532, 000																																																																
5	607, 000																																																																
6	709, 000																																																																
7	829, 000																																																																
職務の級	給料月額（円）																																																																
1級	142, 600																																																																
2級	192, 700																																																																
3級	228, 900																																																																
4級	262, 000																																																																
5級	288, 000																																																																
6級	318, 500																																																																
7級	362, 300																																																																
号給	給料月額（円）																																																																
1	372, 000																																																																
2	420, 000																																																																
3	471, 000																																																																
4	532, 000																																																																
5	607, 000																																																																
6	709, 000																																																																
7	829, 000																																																																
職務の級	給料月額（円）																																																																
1級	141, 600																																																																
2級	191, 700																																																																
3級	227, 900																																																																
4級	261, 100																																																																
5級	287, 100																																																																
6級	317, 700																																																																
7級	361, 800																																																																

<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合においては100分の122.5</u>, <u>12月に支給する場合においては</u><u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
--	--

2号	議案
25	頁数

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改 正	現 行
<p>第8条 (略) (給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5</u>, <u>12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>第8条 (略) (給与条例の適用除外)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年守谷市条例第19号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

2号	議案
26	頁数

守谷市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第5条関係）

改 正	現 行
附 則 (削除)	<p>附 則 <u>(給与条例附則第24項の規定により給与が現ぜられて支給される職員に関する読み替え)</u></p> <p><u>3 納入条例附則24項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第17条」とあるのは、「附則第26項」とする。</u></p>

議案	2号
頁数	27

守谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（附則第6条関係）

改 正	現 行
附 則 (削除)	附 則 <u>(給与条例附則第24項の規定により給与が現ぜられて支給される職員に関する読み替え)</u> <u>第4条 紹介条例附則第24項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第17条」とあるのは、「附則第26項」とする。</u>

議案	2号
頁数	28